洪水：目黒川・高潮・多摩川

土砂：土砂

洪水と土砂が重なっている場合は「土砂」を選択。

風水災害に関する避難確保計画

（洪水or土砂）

医療施設or医療施設でない

医療施設：病院・診療所など

医療施設でない：上記以外

施設名：○○○○

作成：　　　年　月　日

施設名と作成日を記入。

改訂した場合は、改訂日を記入。

（改訂：　　　年　月　日）

# 目次

1. [計画の目的 2](#_TOC_250021)
2. [計画の報告 2](#_TOC_250020)
3. [計画の適用範囲 2](#_TOC_250019)
4. [災害リスクに関する事項 3](#_TOC_250018)
5. [防災体制に関する事項 5](#_TOC_250017)
	1. [各班の任務と組織 5](#_TOC_250016)
		1. [班構成 6](#_TOC_250015)
		2. [防災体制の確立 7](#_TOC_250014)
		3. [参集基準 8](#_TOC_250013)
		4. [連絡網 9](#_TOC_250012)
		5. [関係機関緊急連絡先 10](#_TOC_250011)
	2. [事前対策 11](#_TOC_250010)
6. [情報収集及び伝達 12](#_TOC_250009)
7. [避難誘導に関する事項 14](#_TOC_250008)
	1. [避難方法 14](#_TOC_250007)
	2. [施設周辺の避難経路 18](#_TOC_250006)
	3. [施設内の避難経路 19](#_TOC_250005)
	4. [避難基準 20](#_TOC_250004)
8. [避難の確保を図るための施設の整備 22](#_TOC_250003)
9. [防災教育及び訓練の実施 23](#_TOC_250002)
	1. [防災教育 23](#_TOC_250001)

[9.2 訓練 23](#_TOC_250000)

# 計画の目的

洪水or土砂災害に関する避難確保計画（以下、「避難確保計画」という）は、水防法第１５条の３第１項or土砂災害防止法第８条の２に基づき、○○○○○○○○施設近隣で洪水or土砂災害の発⽣または発⽣のおそれがある場合に対応すべき必要な事項を定め、洪水or土砂災害から円滑かつ迅速な避難の確保を図ることを目的とする。

洪水の場合は「水防法」、土砂の場合は「土砂災害防止法」を選択。

# 計画の報告

計画を作成及び必要に応じて⾒直し・修正をしたときは、水防法第１５条の３第２項or土砂災害防止法第８条の２第２項に基づき、遅滞なく、当該計画を防災課（品川区長）へ報告する。

# 計画の適用範囲

洪水の場合は「水防法」、土砂の場合は「土砂災害防止法」を選択。

本避難確保計画は、○○○○○○○○○○施設に勤務する職員（以下「施設職員」という）および施設の利用者または出⼊りする全ての者（以下「利用者等」という）に適用する。 適用範囲⼀覧を、以下「表 1.1 適用範囲⼀覧」に⽰す。

表 1.1 適用範囲⼀覧

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 平日 | 休日 |
| 昼間 | 夜間 | 昼間 | 夜間 |
| 利用者 | 　名 | 　名 | 　名 | 　名 |
| 施設職員 | 　名 | 　名 | 　名 | 　名 |
| 受け⼊れ最大人数 | 　名 |

・平日は月～金曜、休日は土日祝日。

・昼間は17時まで、夜間は17時以降。

・人数について正確な数値がわからない場合は、平均値を記入。

・最大人数についてわからない場合は、概数を記入。

# 災害リスクに関する事項

土砂：土砂災害警戒区域

洪水：洪水浸水想定区域

洪水の場合は、対象河川（目黒川or多摩川）を入力し、想定浸水深、浸水継続時間をハザードマップから引用し入力する。

高潮：高潮浸水想定区域

高潮の場合は、想定浸水深、浸水時間をハザードマップから引用し入力する。

* 1. 災害リスク

自施設の災害リスクは以下のように想定されている。

・土砂災害警戒区域

　　　　　or

・洪水浸水想定区域、高潮浸水想定区域

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 洪水浸水想定区域 | □該当なし | □該当 | 　最大浸水深 | ｍ |
| 目黒川or多摩川 | 浸水継続時間 | 時間 |
| 高潮浸水想定区域 | □該当なし | □該当 | 　最大浸水深 | ｍ |
| 浸水継続時間 | 時間 |

該当するリスクを選択し、ハザードマップで施設の全部または一部がかかっているか確認する。複数のリスクに該当する場合は該当する項目をすべて載せる。

* 1. 立地とリスクの関係

自施設の立地とリスクの関係性について以下に⽰す。

（土砂の場合）

・自施設は崖の下に立地しており、施設の全部or一部が土砂災害警戒区域にかかっている。

or

　　　　（洪水の場合）

・自施設は目黒川or多摩川の近隣に立地しており、施設の全部or一部が洪水浸水想定区域にかかっている。

　　　　（洪水かつ高潮の場合）

・自施設の全部or一部が高潮浸水想定区域にかかっている。

* 1. 周辺地図（ハザードマップ）

該当するハザードマップを貼る（イメージ参照）。複数のハザードに該当する場合は、該当するハザードマップを全て貼る。また、なるべく施設周辺の箇所のみ切り取る。

（洪水の場合）

【洪水浸水想定区域（目黒川or多摩川）】



（高潮の場合）

【高潮浸水想定区域】

（土砂の場合）

【土砂災害区域（警戒区域）】

# 防災体制に関する事項

連絡体制及び対策体制について以下に⽰す。

特に決まりがなければ、こちらの任務と組織に当てはめて考える。

# 各班の任務と組織

各班の任務について「表 5.1 各班と任務内容」に⽰す。

表 5.1 各班と任務内容

|  |  |
| --- | --- |
| 班名 | 任務の内容 |
| 施設管理者 | 水害または土砂災害が発生するおそれがある場合に、全体を指揮する。 |
| 情報連絡班 | 水害または土砂災害が発生するおそれがある場合に、主に防災気象情報の収集や情報の伝達を行う。 |
| 避難誘導班 | 水害または土砂災害が発生するおそれがある場合に、主に施設利用者の避難支援（避難誘導）を行う。 |
| 装備品等準備班 | 水害または土砂災害が発生するおそれがある場合に、主に避難に必要な設備や装備品、備蓄品、避難先への持ち出し品等を点検し、準備を行う。 |

# 班構成

班の兼務も可。平日と休日、昼間と夜間で同じ体制の場合も重複して記載する。対応する人がいない場合は空欄。

時間帯ごとの組織図を、以下「表 5.1.1 班構成表」に⽰す。

表 5.1.1 班構成表

＜平日＞

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 班名 | 昼間 | 夜間 |
| 施設管理者 | ○○○○（代行者：○○○○○○） |
| 情報連絡班 | 班長 | ○○○○○○ | 班長 | ○○○○○○ |
| 班員 | ○○○○○○ |  | ○○○○○○ |
| 避難誘導班 | 班⻑ | ○○○○○○ | 班⻑ | ○○○○○○ |
| 班員 | ○○○○○○ |  | ○○○○○○ |
| 装備品等準備班 | 班⻑ | ○○○○○○ | 班⻑ | ○○○○○○ |
| 班員 | ○○○○○○ |  | ○○○○○○ |

＜休日＞

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 班名 | 昼間 | 　　　　　　　　　夜間 |
| 施設管理者 | ○○○○○○（代行者○○○○○○） |
| 情報連絡班 | 班⻑ | ○○○○○○ | 班⻑ | ○○○○○○ |
| 班員 | ○○○○○○ |  | ○○○○○○ |
| 避難誘導班 | 班⻑ | ○○○○○○ | 班⻑ | ○○○○○○ |
| 班員 | ○○○○○○ |  | ○○○○○○ |
| 装備品等準備班 | 班⻑ | ○○○○○○ | 班⻑ | ○○○○○○ |
| 班員 | ○○○○○○ |  | ○○○○○○ |

# 防災体制の確立

体制の判断時期、活動内容や対応要員に関する⼀覧を、以下「表 5.1.2 防災体制⼀覧」に⽰す。

表 5.1.2 防災体制⼀覧

活動内容に応じて対応する班を記入。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 体制区分 | 体制の判断時期 | 活動内容 | 対応要員 |
| 平常時 |  | ・避難確保計画、緊急連絡網の更新・備蓄品の整備・点検・管理・防災教育・訓練の企画実施 | 施設管理者等(代理者)情報連絡班装備品等準備班 |
| 注意体制 | ・台風に関する気象情報の発表・大雨注意報の発表・高潮注意報の発表（高潮の場合） | ・防災体制・施設職員の参集判断・施設の臨時休業の判断・気象情報の収集・伝達・避難誘導体制、避難ルートの確認・施設利用者の移動手段の手配 | 施設管理者等(代理者) 情報連絡班避難誘導班装備品等準備班 |
| 警戒体制 | ・大雨警報、洪水警報の発表、氾濫警戒情報(指定河川洪水予報)の発表・高齢者等避難の発令・高潮警報の発表（高潮の場合）・避難指⽰の発令 | ・避難開始の判断・気象情報・避難に関する情報の収集・伝達・周辺住民等への事前協力依頼等・避難場所の開設状況の確認 | 施設管理者等(代理者)情報連絡班 |
| ・施設利用者家族への連絡・施設利用者への状況説明 | 施設管理者等(代理者)情報連絡班 |
| ・使用する資機材の準備・施設利用者の移動手段の確保・避難誘導の開始・避難を行う際の区役所等への連絡 | 施設管理者等(代理者) 情報連絡班避難誘導班装備品等準備班 |
| 非常体制 | ・土砂災害警戒情報の発表（土砂の場合）・記録的短時間大雨情報の発表・崖崩れの前兆現象確認（土砂の場合）・大雨特別警報の発表、氾濫発⽣情報、氾濫危険情報(指定河川洪水予報)の発表・高潮特別警報の発表（高潮の場合） | ・避難を行う際の区役所等への連絡・避難完了の確認・避難先での利用者支援・避難先のでの持ち出し品等の管理 | 施設管理者等(代理者)情報連絡班避難誘導班装備品等準備班 |

# 参集基準

業務内容に応じて対応する班を記入。

参集基準に関する情報を、以下「表 5.1.3 参集基準⼀覧」に⽰す。

表 5.1.3 参集基準⼀覧

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 参集段階 | 判断基準 | 主な業務内容 | 対応要員 |
| 参集準備 | ・台風接近が予想される場合・大雨が予想される場合 | ・気象情報等の情報収集 | ・統括・情報班 |
| 応援当番職員参集（夜間の参集） | ・気象庁より気象警報が発表された場合 | ・気象情報等の情報収集・避難準備 | ・統括・情報班（夜間）・避難誘導班（夜間） |
| 職員参集 | ・気象庁より土砂災害警戒情報が発表された場合・各自治体より高齢者等避難が発令された場合 | ・気象情報等の情報収集・関係行政機関等への連絡・通報・避難誘導 | ・統括・情報班・避難誘導班 |

# 連絡網

提出は不要だが、施設として管理する。

※個人情報を含むため提出資料では省略する。

# 関係機関緊急連絡先

品川区役所の電話番号は初めから記入されているが、その他関係機関の電話番号を載せたい場合は追記する。

関係機関の緊急連絡先について、以下「表 5.1.5 緊急連絡先⼀覧」に⽰す。

表 5.1.5 緊急連絡先⼀覧

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 機関名 | 電話番号 | FAX番号 | メールアドレス | 備考 |
| 行政機関 | 品川区災害対策本部 | 03-5742-7657 |  |  |  |

# 事前対策

平常時に執り行う災害事前対策を、以下に⽰す。

・事前に防災体制を確立し、それぞれの役割を定めておく

⇒「5.1.2 防災体制の確立」を参照

・地理条件当該施設の立地条件の確認（低地であるか等）

⇒「4 災害リスクに関する事項」を参照

・避難上危険な箇所の把握、備えている資器材の取り扱いと点検整備

⇒「8 避難の確保を図るための施設の整備」を参照

・従業員等の防災教育

⇒「9 防災教育及び訓練の実施」を参照

# 情報収集及び伝達

情報収集班は、気象情報、気象警報、避難指⽰等の情報について、次表に⽰す方法により、情報を収集し、必要事項を指揮班、避難誘導班へ伝達、利用者等へ連絡する。

また、がけ崩れ等の前兆現象や被災時の被害状況などの情報を⼊手した場合は速やかに、市役所・消防署等へ通報する。

業務内容に応じて対応する班を記入。

主な情報収集及び収集方法と、情報伝達の内容・連絡先について、以下「表 6.1 主な情報収集及び収集

方法」と「表 6.2 情報伝達の内容・伝達先等」に⽰す。なお、伝達先詳細については「表 5.1.5 緊急連絡先⼀覧」を参照。

表 6.1 主な情報収集及び収集方法

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 収集する情報 | 収集方法 | 職員の共有方法 | 対応要員 |
| 気象情報 | ・ラジオ・テレビ・その他のインターネット情報・自治体HP・自治体の防災気象情報・防災無線(防災ラジオ) | ・口頭・施設内放送・電話・SNS、メール等 | 施設統括管理者 統括・情報収集班 |
| 洪水予報、水位到達情報土砂災害警戒情報 | ・ラジオ・テレビ・その他のインターネット情報・自治体HP・自治体の防災気象情報・防災無線(防災ラジオ) | ・口頭・施設内放送・電話・SNS、メール等 | 施設統括管理者 統括・情報収集班 |
| 避難情報・高齢者等避難・避難指⽰ | ・ラジオ・テレビ・その他のインターネット情報・自治体HP・自治体の防災気象情報・防災無線(防災ラジオ) | ・口頭・施設内放送・電話・SNS、メール等 | 施設統括管理者 統括・情報収集班 |

表 6.2 情報伝達の内容・伝達先等

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 伝達対象情報 | 対応要員 | 伝達手段 | 伝達先 |
| 前兆現象 | 施設統括管理者 統括・情報収集班 | ・口頭・施設内放送・電話 | ・品川区役所記載内容を参考にしつつ、施設の実情に合わせて変更。・施設管理者・利用者 |
| 被害情報 | 施設統括管理者 統括・情報収集班 | ・口頭・施設内放送・電話 | ・品川区役所・消防署・警察署・施設管理者・利用者 |
| 避難準備 | 施設統括管理者 統括・情報収集班避難誘導班 | ・口頭・電話・FAX | ・品川区役所・施設管理者・利用者・居宅支援事業所 |
| 避難開始・終了 | 施設統括管理者 統括・情報収集班 | ・口頭・施設内放送・電話・FAX | ・品川区役所・施設管理者・利用者・居宅支援事業所 |

# 避難誘導に関する事項

避難誘導については、以下の通り行う。

# 避難方法

以下に避難区分⼀覧を⽰す。⼀覧より条件にあう避難区分を確認し、各避難区分の避難方法を確認する。また、悪天候の中の避難や、夜間の避難は危険をともなうことから、施設における想定浸水深が浅く、建物が堅牢で家屋倒壊のおそれがない場合、屋内安全確保を図るものとする。その場合は、備蓄物資を用意する。避難区分⼀覧を以下「表 7.1-1 避難区分⼀覧」に⽰す。

表 7.1-1 避難区分⼀覧

|  |  |
| --- | --- |
| 避難区分 | 避難条件 |
| 立ち退き避難（ハザードマップに記載されている避難所） | 避難に要する時間（リードタイム）を確保でき、安全に避難ができると判断した場合。 |
| 立ち退き避難（近隣の安全な建物） |
| 屋内安全確保（自施設内の安全な場所） | 上階や高層階などに留まること等で、計画的に身の安全を確保することが可能な場合。または、立ち退き避難を安全にできない可能性がある状況に至った場合。 |

各避難区分での避難方法を以下に⽰す。

1. 立ち退き避難（ハザードマップに記載されている避難場所）

◆避難先（避難経路）

○○○（7.2 施設周辺の避難経路図参照）

該当する災害事象に合わせて、近くの避難場所を記入。

【参考：災害ごとの避難場所】

避難場所へ避難する場合は、開設状況を事前に品川区（03-5742-7657）へ確認してください。

|  |  |
| --- | --- |
| 災害事象 | 避難場所 |
| 目黒川 | 御殿山小学校、第一日野小学校、第三日野小学校、第四日野小学校、芳水小学校、品川学園、城南小学校、浅間台小学校、三木小学校 |
| 高潮 | 御殿山小学校、品川学園、城南小学校、浅間台小学校、第一日野小学校、 第三日野小学校、第四日野小学校、芳水小学校、三木小学校、立会小学校、浜川小学校、大井第一小学校 |
| 多摩川 | 立会小学校、浜川小学校、大井第一小学校 |
| 土砂災害 | 御殿山小学校、品川学園、第三日野小学校、上大崎シルバーセンター、立会小学校 |

◆注意事項

・移動は徒歩、車によるものとする。

車による移動：車両4台（32名乗車可能）

・施設からの避難完了確認のため、避難誘導班は、名簿等を用いて未避難者の有無を確認する。

・避難開始時には館内放送等で「これより（どこへ）、（なにで）避難を開始します」と、施設職

員、利用者等に周知する。

◆使用する設備または資器材

使用する設備または資器材について、チェックリスト形式で以下表に⽰す。

表 7.1-2 ①立ち退き避難（ハザードマップに記載されている避難所）時チェックリスト

|  |
| --- |
| 使用する設備または資器材元から記載のある品目をもとに、必要な資機材を記載する。 |
| □名簿（施設職員、利用者等）□携帯電話□懐中電灯□電池□車いす | □携帯用拡声器□水□携帯食料□おんぶひも□懐中電灯 |

1. 立ち退き避難（近隣の安全な建物）

◆避難先 設定なし

区の避難場所以外で近隣に安全な建物がある場合には、建物の施設管理者と相談の上、記入する。特段無い場合には、「設定なし」と記入する。

◆注意事項なし

1. 屋内安全確保（自施設内の安全な場所）

◆避難先 設定なし

施設内で浸水想定よりも高いところがある場合や、土砂災害警戒区域にかからない場所がある場合は、記入する。ただし原則は立ち退き避難である。避難先がない場合は「設定なし」と記入。

◆注意事項なし

# 施設周辺の避難経路

ハザードマップに記載されている避難所：○○○○

※避難方法詳細については、7.1 避難方法(1) 立ち退き避難（ハザードマップに記載されている避難所

）を参照。

施設周辺の避難経路図を、以下「図 7.2-1 屋外避難経路図」に⽰す。

【避難先 ○○○○】

先に記入した、「ハザードマップに記載されている避難場所」を記入。

また、インターネット上の地図で、施設から避難場所までの徒歩経路を検索し、貼り付ける。

図 7.2-1 屋外避難経路図

# 施設内の避難経路

自施設内の安全な場所：○○○○○○○○

※避難方法詳細については7.1避難方法(3) 屋内安全確保（自施設内の安全な場所）を参照。施設内の避難経路を、以下「図 7.3-1 屋内避難経路図」に⽰す。

【避難先 ○○○○○○○○】

先に記入した「自施設内の安全な場所」を記入。

また、施設の屋内経路図を貼り付ける。

図 7.3-1 屋内避難経路図

# 避難基準

避難基準について以下に⽰す。

# 区役所からの情報に基づく判断

自治体より避難情報の発令があった場合に、避難等を開始する。避難開始基準： 「避難指⽰」または「高齢者等避難」の発令

以下に避難指⽰等⼀覧を⽰す。また、いずれの避難情報レベルであっても、避難場所への移動はかえって危険と自ら判断する場合は、近隣の安全な建物への避難や屋内での安全確保が求められる。避難方法については「7.1避難方法」を参照。

表 7.4-1 避難指⽰等⼀覧



# 自主避難の判断

以下を参考に、自主避難の判断を行う。

（土砂災害の場合）

土砂の場合、洪水の場合でそれぞれ参考にする。

・気象庁より大雨警報が発表され、かつ気象庁が提供する土砂災害に関するメッシュ情報において　　実況または予想で「大雨警報の土壌雨量指数基準に到達」する場合

・気象庁より「土砂災害警戒情報」が発表された場合

・次に示すような土砂災害の前兆現象を確認した場合

　　※前兆現象については、安全確保のため、施設内から確認できる範囲で把握すること

　　＜土砂災害の前兆現象＞

* がけの表面に水が流れ出す
* がけから水が噴き出す
* 小石がバラバラと落ちる
* がけからの水が濁りだす
* がけの樹木が傾く
* 樹木の根の切れる音がする
* 樹木の倒れる音がする
* がけに割れ目が見える
* 斜面がふくらみだす
* 地鳴りがする

（洪水の危険がある施設の入力例）

・国土交通省と気象庁が共同で提供する河川水位情報において実況または予想で「指定河川水位が氾濫　危険水位に到達」する場合

・数時間後に避難経路などの事前通行規制等の基準値に達することが想定される場合

・気象庁より大雨注意報が発表され、当該注意報の中で、夜間～翌日早朝に大雨警報に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合

# 避難の確保を図るための施設の整備

施設管理者等は施設周辺、避難経路の点検を日ごろから行い、災害に備える。点検対象とその点検内容に関する⼀覧を、以下「表 8 点検チェックリスト」に⽰す。

表を参考に、必要な点検事項を記入。

表 8 点検チェックリスト

|  |  |
| --- | --- |
| チェック | 実施内容 |
|  | 避難経路となる廊下や階段、出⼊口等には、避難の障害となるロッカーや荷物などが置かれていないか確認する。 |
|  | やむを得ず置く場合は、ロッカー等は倒れないように固定しているか確認する。 |
|  | 災害発生時の施設外への避難に備えて、避難経路の定期的な安全確認（造成や道路工事等による地域の変化に応じて点検を行う）を実施する。 |
|  | 避難経路及び避難場所の危険個所（ブロック塀、看板、自動販売機、水害時の浸水、冠水の恐れのある道路）を確認する。 |
|  | 災害発⽣時や待機時に必要な備品や備蓄の点検を行う。 |
|  | 施設付近にある広域避難場所を確認する。 |
|  | 防災設備、防災機器等の配置を確認する。 |
|  | 消火器、防災設備の定期点検を行う。 |

# 防災教育及び訓練の実施

# 防災教育

時期を記入。

施設管理者は、防災体制に関する次の事項を従業員に対して研修を行うよう努める。研修は、情報伝達や避難などの重要性を理解させる。研修の実施月は毎年○○月とする。

なお、年間の教育及び訓練計画は毎年○○月に作成する。

# 洪水リスクなどの啓発教育 or 土砂災害の危険性などの啓発教育

（洪水の場合）

・最近発⽣した洪水災害の事例を教育する。

洪水または土砂を選択。

どちらも該当する場合は、併記。

・施設や避難経路沿いの洪水災害リスクを周知する。

（土砂の場合）

・最近発生した土砂災害の事例を教育する。

・施設や避難経路沿いの土砂災害警戒区域の場所を周知する。

# 防災体制の周知

・防災体制に応じた参集範囲、緊急連絡先、活動内容及び役割分担の教育を行う。

# 情報伝達体制

・気象情報及び避難に関する情報の種類についての教育を行う。

・気象情報及び避難に関する情報をどの様な手段で収集し伝達するか周知する。

洪水または土砂を選択。

どちらも該当する場合は、併記。

# 避難判断・避難手順

（洪水の場合）

・洪水予報や高齢者等避難・避難指⽰の発令など避難の判断基準を教育する。

・実際に避難するときの役割分担などを周知する。

（土砂の場合）

・崖崩れの前兆現象や高齢者等避難・避難指示の発令など避難の判断基準を教育する。

・実際に避難するときの役割分担などを周知する。

# 訓練

防災訓練を毎年○月頃に実施し、情報伝達や避難誘導を実際に行うことで、本計画の運用に支障がないかの検証や確認をし、必要に応じて適宜修正を行う。

時期を記入。